発議第４号

地方自治法第９８条第１項の規定による検査について

上記の議案を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９９条の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

令和８年９月２９日提出

提　出　者
香芝市議会総務建設委員会
委員長　吉　田　弘　明

地方自治法第９８条第１項の規定による検査について

地方自治法第９８条第１項の規定により、下記の事務について、当該事務に関する書類及び計算書を検閲し、並びに関係する執行機関の報告を請求して、検査を行うものとする。

記

１　検査を行う事件

香芝市長及び香芝市教育委員会が管理し、又は執行する次の事務（以下「本件事務」という。）

⑴　職員の人事管理に関する事務（職員の離職の状況及びその要因の把握、職員の配置並びに欠員の補充に関する事務を含む。）

⑵　職員の勤務時間及び時間外勤務の管理に関する事務（労働時間の把握並びに時間外勤務の命令及びその手当の支給に関する事務を含む。）

⑶　時間外勤務の適正化等に関する依命通達その他の指示の発出に係る意思決定に関する事務

２　検査の方法及び対象

地方自治法第９８条第１項の規定に基づき、次の⑴及び⑵の方法により検査を行う。

⑴　書類及び計算書の検閲

本件事務に関する書類及び計算書のうち、次に掲げるもの（既に作成され、又は取得されているものに限る。）を検閲する。

ア　勤務時間外入退出記録簿並びに本庁舎及び各出先機関の入退庁に係る記録

イ　時間外勤務命令簿及び時間外勤務手当の支給に関する書類

ウ　時間外勤務の適正化等に関する各依命通達及びその起案文書

エ　職員の配置に関する書類（職員配置表を含む。）

オ　その他本件事務に関する書類及び計算書であって、本委員会が指定するもの

⑵　執行機関の報告の請求

本件事務の管理及び執行の状況について、香芝市長及び香芝市教育委員会に対し、次に掲げる事項に係る報告を請求する。当該報告は、既存の情報を集計し、又は整理して調製するものとし、その具体的な事項は、令和８年７月３０日付け香議第１８３号及び令和８年９月１１日付け香議第２７０号により本委員会が提出を求めた資料の各項目によるものとする。

ア　職員の離職の状況に関する事項（区分別・年齢階層別・職種別・職層別・勤続年数別の集計等）

イ　職員の体制及び欠員に関する事項

ウ　勤務時間及び時間外勤務に関する事項

エ　職員の健康及び安全衛生に関する事項

オ　退職者に係る情報の取扱い及び退職理由の把握に関する事項

３　検査の実施の委任

本件検査の実施については、地方自治法第９８条第１項の議会の権限に基づくものであることを明らかにした上で、総務建設委員会に付議し、同委員会をして行わせるものとする。この場合において、執行機関に対する書類の提出の求め及び報告の請求は、議長名をもって行う。

本件事務に関する事項が総務建設委員会に付議されたときは、同委員会は、閉会中においても、当該検査に関する活動を行うことができるものとする。

なお、本検査が長期にわたるときは、各定例会において閉会中の継続審査の議決を経て、これを継続するものとする。

４　提案理由

本委員会は、所管事務調査として、令和８年７月３０日付け香議第１８３号により本件事務に関する資料の提出を求め、さらに令和８年９月１１日付け香議第２７０号により再度の提出を求めたが、請求資料４８件のうち、３件が提出され、２件が不存在であるとの回答があったものの、残りの４３件については提出がなされていない。本件事務の適正な執行を検証するためには、書類及び計算書の検閲並びに執行機関の報告により事実を確認することが不可欠であることから、地方自治法第９８条第１項の規定に基づき、本議案を提出するものである。

以　上